

○総務省告示第五百三十号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の九第一号ニ並びに第二号イ及びホの規定に基づき、平成二十年総務省告示第四百七号（構内無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月十四日

総務大臣 川端 達夫

第二項及び第三項中「九五二MHzを超え九五六・四MHz以下」を「九一六・七MHz以上九二〇・九MHz以下」に、「九五二・四MHz、九五三・六MHz、九五四・八MHz又は九五六MHz」を「九一六・八MHz、九一八MHz、九一九・二MHz又は九二〇・四MHz」に改める。